

提案課題3〔事業等の連携〕 3 都立文化施設以外の施設等との連携について		
連携	連携の取組	展開例
近隣地域	<p>「東京文化ビジョン」の文化戦略2「多彩な文化拠点の魅力向上により、芸術文化都市東京の発信力を強化」に基づき、文化施設が立地する地域が文化拠点となるよう中心的な役割を果たします。</p>	
	上野	<p>○上野「文化の杜」新構想・・・東京都美術館、東京文化会館 都立文化施設をはじめ、上野公園に立地する文化教育機関が連携し、文化庁、東京都、台東区等の支援の下に上野公園全体の魅力を高め、上野が新たな「文化の杜」として国際的なシンボルとなることをめざし取り組みます。</p> <p>○Museum Start あいうえの・・・東京都美術館、東京文化会館 東京都美術館と東京藝術大学が、上野公園内の7つの文化施設と連携し、子供たちのミュージアム・デビューを応援する取組を行います。</p> <p>○東京文化資源区構想との連動・・・東京都美術館、東京文化会館 東京文化資源会議による構想と連動し、上野周辺の谷中・根津・千駄木や湯島、本郷などの地域での取組を検討します。</p>
	池袋	<p>○東京芸術祭(仮称)・・・東京芸術劇場 東京芸術劇場の自主事業とフェスティバル・トーキョー、アジア舞台芸術祭が連動し、池袋を中心に舞台芸術を展開します。これを核として、他のジャンルと併せて、「東京芸術祭(仮称)」を開催します。</p> <p>○連続講座「池袋学」・・・東京芸術劇場 近隣の立教大学や地元豊島区、NPOと連携し、連像講座を開催し池袋の魅力を探っていきます。</p>
	渋谷・原宿	<p>○あ・ら・かるちゃー文化施設運営協議会・・・東京都写真美術館 渋谷・恵比寿・原宿地区の文化施設とのネットワークを強化し、約20の施設の文化施設と協働して文化資源を活用した事業を展開することにより、これらの地区の来場者の回遊性を高めます。</p>
	港・品川	<p>○文化芸術のみなど「ミナコレ」・・・東京都庭園美術館 港区内の美術館や博物館などの文化施設と区が連携して、文化芸術イベントを集中的に開催する事業に参加し、地域の文化振興に寄与します。</p> <p>○大使館への働きかけ・・・東京都庭園美術館 庭園美術館の歴史的建造物である本館と茶室、緑豊かな庭園、現代建築の新館という多様な資源を有しています。その活用を近隣の各国大使館にも働きかけ、館の魅力を世界にアピールするよう努めます。</p>
	両国・深川	<p>○両国のにぎわい、周遊性・・・東京都江戸東京博物館 近隣施設や商店と「両国にぎわい祭り」に参加し、地域振興に貢献します。また北斎美術館、刀剣博物館等、今後建設される文化施設と連携し、共通パスの取組等、周遊性を高めます。</p> <p>○舟運による回遊性・・・東京都江戸東京博物館 隅田川の舟運により、他の地区と両国地区をつなぎ、両国の周遊性を高める取組に協力します。</p> <p>○MOTサテライト・・・東京都現代美術館 清澄白河エリアの街づくりの活性化を目指し、伝統と新しさが融合する東京の象徴となるような新たな文化拠点の創出に寄与し、都市の魅力を高める事業として展開します。</p>
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 1 業務の品質管理について

1. 自己評価の取組

(1) 基本姿勢 –文化施設にふさわしい「多角的・多層的」な評価による品質管理–

文化施設の業務品質は、収益や効率等の単純指標だけでは捉えにくく、多角的・多層的な調査と評価を必要とします。文化施設への様々な声を反映させ、事業や運営の総体がつかめるよう**定量・定性指標をバランスよく設定**し、自己評価を行っていきます。

(2) 評価システムの特徴

①館運営の根幹としての評価 –一貫した目標設定–

指定管理期間中の主要目標を達成するために、年度ごとに事業目標を設定し、目標の必達を目指すことで業務の品質を管理します。館運営の基本方針から個々の事業に至る一貫した目標を設定し、館運営の根幹とします。

②様々な声を反映させた評価 –調査と評価の連動–

評価の前提として、利用者の実態やニーズ・満足度を把握します。利用者アンケート、お客様の意見(苦情)の分析、顧客満足度調査(出口調査)など、複数の調査手法を組み合わせ、多様な利用者の実態を把握した上で自館の強みと弱みを明らかにします。これらの調査結果は、翌年度事業計画の策定時と財団全体総括に反映します。

③調和の取れた評価 –定量評価と定性評価のバランス–

利用者数、顧客満足度、収支比率等の定量評価と、事業の意義や事業内容の質を問う定性評価を組み合わせ、文化施設としてバランスの取れた評価を行います。各館による自己評価、有識者による外部評価やマスコミの展覧会評等により、事業の意義や内容の質などの定性評価を実施します。

対象	手法	定量データ	定性データ
専門家	外部評価委員会等	—	○
マスコミ	批評・論評	—	○
支援者	ボランティア・友の会等の声	—	○
利用者	アンケート	○	○
	顧客満足度調査	○	○
	苦情対応	○	○
一般	非利用者の声	○	○
	イメージ調査	○	○
他館	比較実地調査	○	○
地域等	意見交換	—	○

○は該当
—は非該当

④規模的・時間的なスケールメリットを生かした評価 –非利用者を含めた一般調査と中間年の見直し–

10年間の指定管理期間を生かし、数年に一度、グループインタビューやwebによるアンケート調査等により非利用者を含めた一般の声を把握します。都立文化施設に訪れない理由を把握し、都立文化施設に対する、一般の方のイメージや期待と実態とのズレを確認します。調査結果を参考に、より幅広い人たちの来訪を促すよう、対応策を検討し、事業計画の見直しを行います。また、類似施設との競合関係を把握して、都内における施設の位置づけ(ポジショニング)を確認し、今後の事業計画や戦略づくりの参考にしていきます。財団が、都立の美術館・博物館を管理運営するスケールメリットを生かし、6館及び庭園美術館・トーキョーワンダーサイト等相互に強みや弱みを把握し、各館のブランド力を強化します。

10年間の指定管理期間を前期5年・後期5年に分け、東京都と協議し、これまでの評価等を踏まえ**中間年に事業計画の見直し**を行う予定です。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 1 業務の品質管理について

2. 評価の枠組み —PDCAサイクルの稼働—

(1) 事業評価 (PLAN)

①各館計画立案・予算編成

指定管理期間中に達成すべき水準を踏まえた年度目標を定めます。事業や利用者サービス、経営面に関し、定量目標と定性目標を設定します。目標設定の際には、これまでの総括結果と各種調査の分析結果を反映します。

②財団全体総括

各館で立案した計画を、事務局とともに精査し、計画内容の決定と予算編成を連動させ予算枠を固めます。

③事業計画・予算決定

経営戦略会議での最終確認を経て、理事会に諮り、組織として決定します。

(2) 事業実施 (DO)

事業の実施にあたり、各館及び事務局で**目標達成に向けた進捗管理**を行います。また、毎月の経営戦略会議に報告し、財団全体で情報共有するなど、適切な進捗管理を行います。

(3) 事後評価 (CHECK)

①各館の自己評価

事業実施後、事業別に所定の「事業総括書」を作成し、館内で総括します。また、事業総括書を集約し、館全体の総括を行います。

②各館の外部評価

学識経験者、マスコミ関係者、地元関係者等からなる**外部評価委員会を各館ごとに設置**し、各館総括の結果を評価します。

③財団全体総括

各館の自己評価と外部評価の結果を集約し、**財団事務局において事業総括**を行います。また、今後改善すべき課題等を明確化し、各館及び事務局で共有します。指定管理対象の6施設と対象外の施設も併せて総合力が十全に発揮できるよう、財団全体の運営戦略や事業全体、連携等の取組については財団幹部と各館副館長による経営戦略会議において総括し、今後の事業計画に反映していきます。さらに評議員会において事業実績について報告し、決算の承認を得ます。

④結果の公表

財団全体総括の結果は、指定管理者として東京都に報告するとともに、各館の印刷物やホームページによる公表等により、広く社会に情報を提供し、**都民への説明責任**を果たします。

(4) 設置者評価 (CHECK)

自己評価と外部評価を経た財団による評価結果を東京都に報告します。東京都は、この報告を元に**指定管理者運営状況評価委員会による評価**を行い、その結果を公表します。財団は評価結果を受け止め、以降の事業計画の修正を図って改善していきます。

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 1 業務の品質管理について

(5) 改善実施・業務への反映 (ACTION)

①利用者の声を反映 —各種調査の分析—

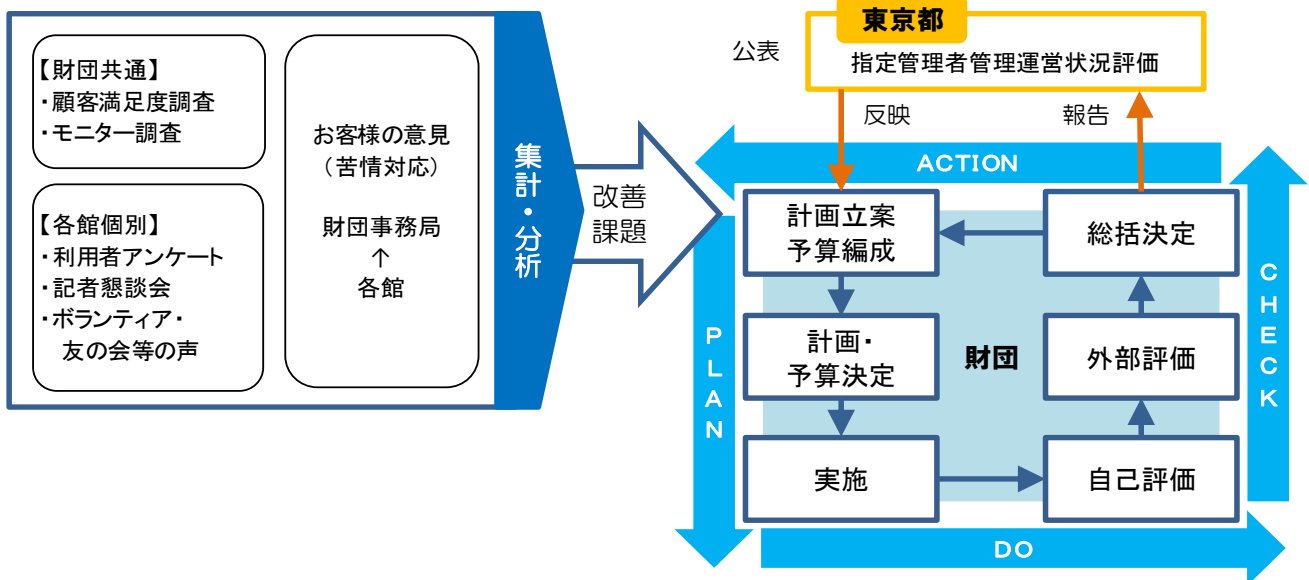
各種調査の結果は、委託業者やショップ等の従業員を含め、各館の**全スタッフが共有**します。その結果、優先度の高い事項から改善に着手します。その他の事項については今後の事業計画に反映させるなど計画的に改善に取り組みます。

②改善実現性の担保 —評価結果を予算編成に反映—

前年度の事業総括をもとに**事業内容の精査と拡充(スクラップ&ビルド)**を行い、翌年度の事業計画策定を行います。その後、予算編成を行うことで予算措置と連動し、改善の実現性を担保します。

【調査】利用者ニーズ・利用者満足度の把握

【評価】業務の品質管理(PDCA)サイクル



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 2 人材育成の取組について

1. 人材育成の基本的考え方

都立文化施設の指定管理者は、文化施設を総合的に管理運営することはもちろん、さまざまな文化的資産を適切に管理・活用するとともに、東京都の文化施策に沿って、その理念と方針をかたちある具体的な事業へと創り上げていく役割を担うこととなります。

当財団では、その役割を着実に果たすため、各分野に精通した専門性と幅広い業務へ対応できる柔軟性をもち、公の施設の管理運営に携わる者としての意義を理解する人材を各施設に配置します。具体的には、各館の運営の基盤となる役職及び組織については、財団全体の運営を視野に入れながら、各部署での経験を生かして幅広い業務に柔軟に対応できる固有常勤職員を配置します。また、各館特有の専門的な手法が必要な、業務の最前線の分野については、契約職員を配置します。契約職員は優秀な人材を確保しており、これまでの指定管理期間に蓄積された各館の業務に即した専門性を、各館の事業に最大限に活かすことができます。東京都との政策連携により新たに発生する業務への対応は、業務量に応じて必要なポストの確保に努め、各ポストに適した専門性を有する人材を雇用します。

配置した人材の育成については以下の2点に重点を置いて取り組みます。第一は、円滑な世代交代と知識・ノウハウの継承です。当財団には各館の開設時から業務体系を創りあげてきた職員が多数在職しています。その知識・ノウハウをOJTなどにより各組織内の若手職員へ確実に継承して組織としての財産とし、今後10年間の指定管理業務を着実に実施します。第二として、従来型の指定管理業務に留まらない、東京都の新たな文化施策の実現のために必要とされる創造発信型事業への対応力の確保に努めます。新たな芸術分野や表現方法、社会との関わりの視点など、これまでになく水準の専門性を確保するため、専門性豊かな職員を採用するとともに、それらのスキルを職場全体で活用します。また、生活文化局派遣研修・他団体派遣研修(人事交流)等を通じて最新の文化政策・業界の動向を把握し業務に生かせる職員を育成します。そのほか、日々の業務にかかる目標管理(業績評価制度)やジョブローテーション、任用制度、研修などにより、職員自らが主体的に成長できる人材を多面的に育成します。

「人材」が唯一の財産である当財団として、こうした職員を配置しつつ、職員一人ひとりの人材価値を高めながら、組織を構成するさまざまな職員の総力において、指定管理業務に必要な業務遂行能力を確保します。さらに、従来の指定管理の枠を超えた、東京都の新たな文化政策の実現に対応できる職員を配置し、東京都の文化施設としての個性を発揮し、文化の創造発信に貢献してまいります。

2. 人材育成方針

(1) 求める職員像

財団職員として、職責の公共性を認識し、各職層における役割に応じて、専門性と総合性を発揮する職員を育成します。

(2) 任用制度

指定管理業務を円滑に遂行するため、東京都に必要なポスト(東京都監理団体として措置される「調整人員*」)の確保を働きかけていくとともに、確保されているポストについては、①即戦力としての契約職員の採用、②契約職員の高度な専門性を財団全体の業務に生かすための固有常勤職員への雇用形態転換、③財団が培ってきた知識・ノウハウの継承及び職員構成を補正するための若年層の固有常勤職員の採用等、最適な方法を組み合わせる必要な人材を確保していきます。

また、固有常勤職員の管理・監督職等の各職層については適切にポスト管理を行い、職員育成の視点をもって昇任選考制度を運用し、合わせて職員のモチベーションの維持・向上を図っていきます。

*東京都監理団体では組織構成並びに全職員の職層、雇用形態及び人数等について、東京都により個々に業務との関係性を精査のうえ措置されています。本提案で示す組織・人員のうち、平成28年度の体制からの変更事項は、今後、東京都へ適切に要求し、必要な組織・人員の確保に努めます。

(3) ジョブローテーション(常勤固有)

固有常勤職員について、経験やスキルに配慮しつつ、採用時からの一定期間及び昇任時などを中心に異なる業務分野や職場を経験させ、専門性と総合性を兼ね備えた、各種業務に柔軟に対応できる人材を育成します。また、異動により各館の幅広い業務経験を生かして業務改善に取り組み、より一層の業務の効率化を図ります。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

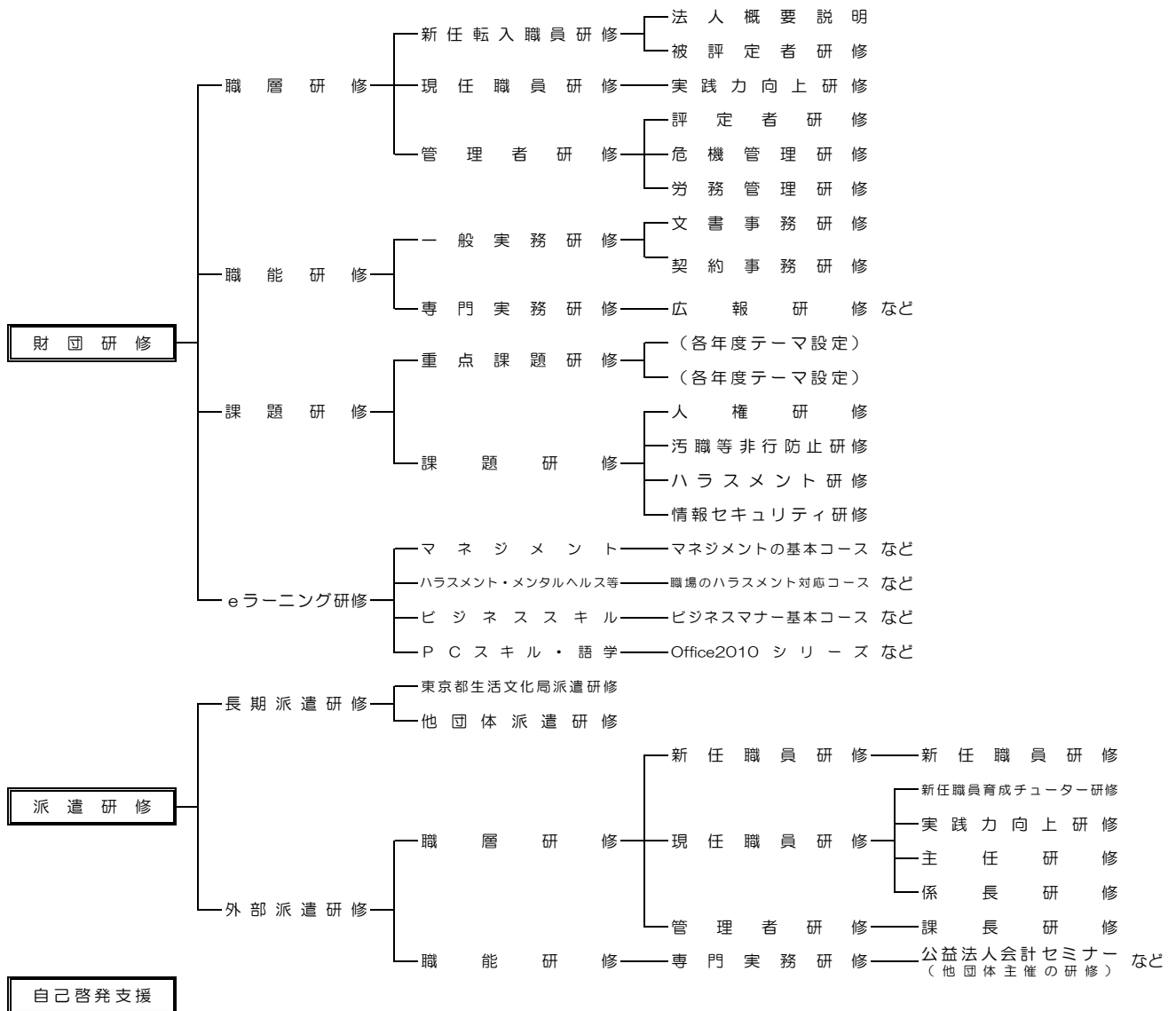
提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 2 人材育成の取組について

(4) 研修等

公立文化施設の指定管理者として、職員には、職責の公共性を認識させるとともに、必要な知識の付与と職層等に応じた資質向上を図ります。コンプライアンスなど全館職員に共通する課題については、課題研修として全職員を対象に実施します。また、採用や昇任等の時機に応じた職層研修により、組織人としての自覚を促し、職層に応じた組織支援力・運営力等を身につけさせます。

専門性の向上のためには、各館においてOJTを実施するほか、各種団体等が主催する専門的な研修を財団の研修として認定し、最新の知識の付与と実践的なスキル向上を支援していきます。また、自ら学ぶ自己啓発への支援制度や他団体との人事交流、東京都における行政実務研修などの制度を設け、人材育成を図ります。

【研修体系】



(5) 目標管理

業績評価制度により、自己の目標管理を通じて担当職務に必要な行動・能力を認識し、自己啓発等必要な能力開発を行うための気づきを得る機会とします。また、上司との対話による目標の共有を通じて、組織を共に支える貴重な人材としてのモチベーションの向上を図ります。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 3 館の管理に係る調整等について
(1) 施設等の管理業務に係る調整**

1. 実施方針

都立文化施設は、文化的・芸術的空間を提供する集客施設であると同時に、公共建築物として、「関係法令等に従い」「計画的に」「経済的かつ効率的に」「適切な措置を行う」ことにより『安定した確実な管理』が求められていると考えます。また、備品を始めとする物品も、事業実施に必要な要素であることから、『適切な管理』が求められています。財団では、平成18年度から東京都の指定を受けた指定管理者として6館の管理を代行し、東京都と協力しながら、『安定した確実な管理』、『適切な管理』に努めてまいりました。

引き続き、これまでの管理経験に基づくノウハウを注ぎ、都立文化施設の『安定した確実な管理』、『適切な管理』のために努力を続けてまいります。

2. 実施体制

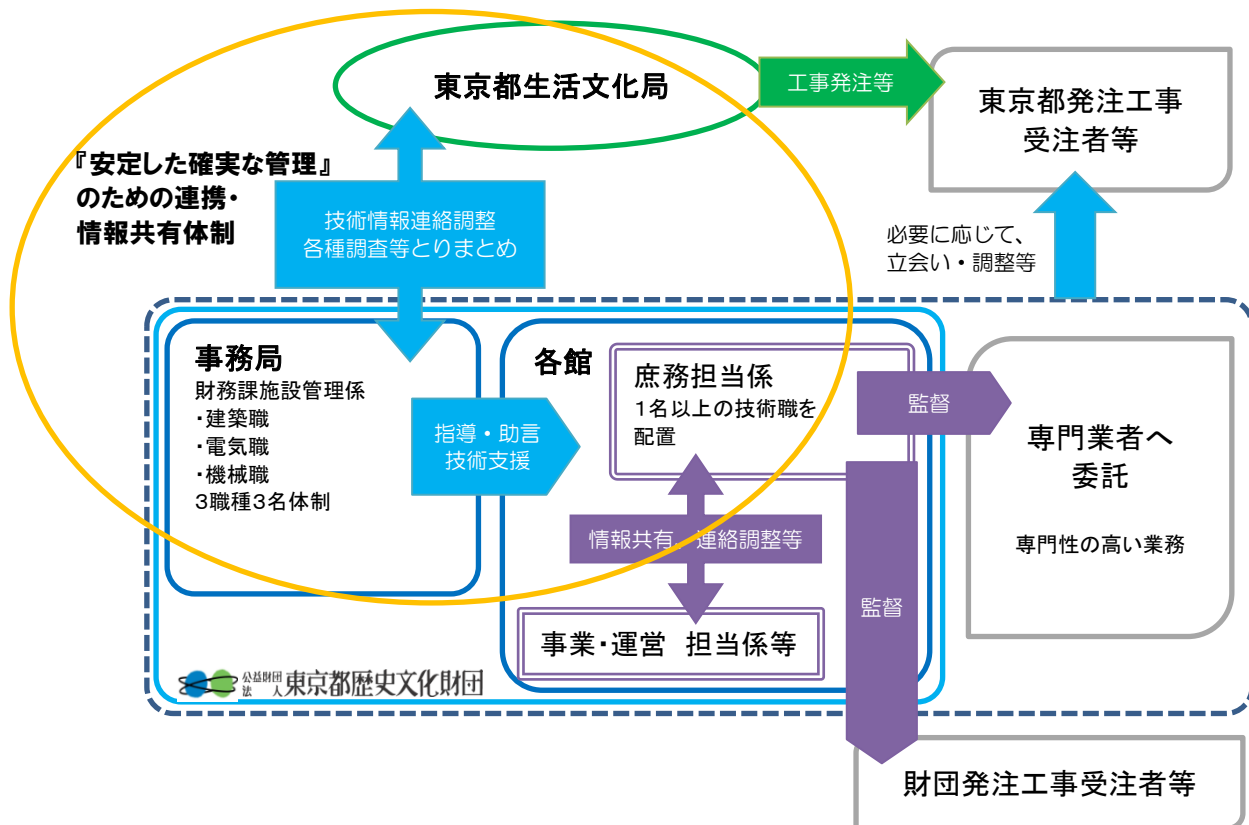
(1) 施設整備

① 事務局財務課施設管理係

- ◇各館における技術関連を支援し、6館を一括管理するため、以下を主な業務とする。
 - ・施設管理修繕計画の作成
 - ・維持保全業務に関する指導・助言
 - ・修繕工事等の技術支援
 - ・東京都との連絡調整等

② 各館庶務担当係

- ◇『安定した確実な管理』のため、各館1名以上の技術職を配置し、以下を主な業務とする。
- なお、建物設備管理、警備及び清掃等の専門性が高くかつ業務履行条件となる有資格者などが必要な業務は、外部の専門業者へ委託します。
- ・施設管理修繕計画作成のための調査(現況の把握)
 - ・維持保全業務委託の監督
 - ・修繕工事等の監督
 - ・都施工工事等の館内調整等



事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 3 館の管理に係る調整等について
(1)施設等の管理業務に係る調整**

③指定管理者による修繕工事等の考え方

指定管理者による修繕工事等は、施設管理の観点から、以下のような考え方で取り組みます。

○日常的な補修・修繕工事…破損や故障等に迅速に対応して建物の現状機能を保持する工事

- ・安全確保を最優先し、かつ、来館者、展覧会及び公演等への影響を考慮した応急措置、補修・修繕を実施します
- ・事業・運営等に根本的影響が無く、その不具合等が拡大する恐れのないものについては、滞りなく適切に補修・修繕を実施します
- ・予定価格が高額の場合は、都との協議のうえ実施します
- ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します

○建物の安全管理のための修繕工事…建物の運営における安全管理等のための設備機器のオーバーホールや消耗品の交換等の工事

- ・定期点検等による機能や劣化状態の把握により、故障等の不具合が生じる可能性が高いと予測された場合、予防的な措置として実施します
- ・事業・運営に欠かせない重要な設備機器や事故に繋がる恐れのあるエレベーター等は、適切な予防保全を行い安全管理に努めます
- ・予定価格が高額の場合は都との協議のうえ実施します
- ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します

○施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(1)…法令改正等により、社会的・政策的に施設整備が求められるもの、防災対策、バリアフリー、インフラ整備及び省エネ対策等に関する工事

- ・都との協議のうえ実施します
- ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します

○施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(2)…上記のいずれにも該当せずかつ著しい原状変更を伴う改修工事等(利用者サービス向上(ショップ・レストランの改装等)、施設管理の利便性の向上(事務室のレイアウト変更等)のための工事等)で、指定管理者の発意によるもの

- ・指定管理者の自主財源で実施します
- ・都との協議のうえ実施します
- ・工事記録は適切に保管するとともに、都に報告します
- ・原則として、原状回復します

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 3 館の管理に係る調整等について
 (1)施設等の管理業務に係る調整

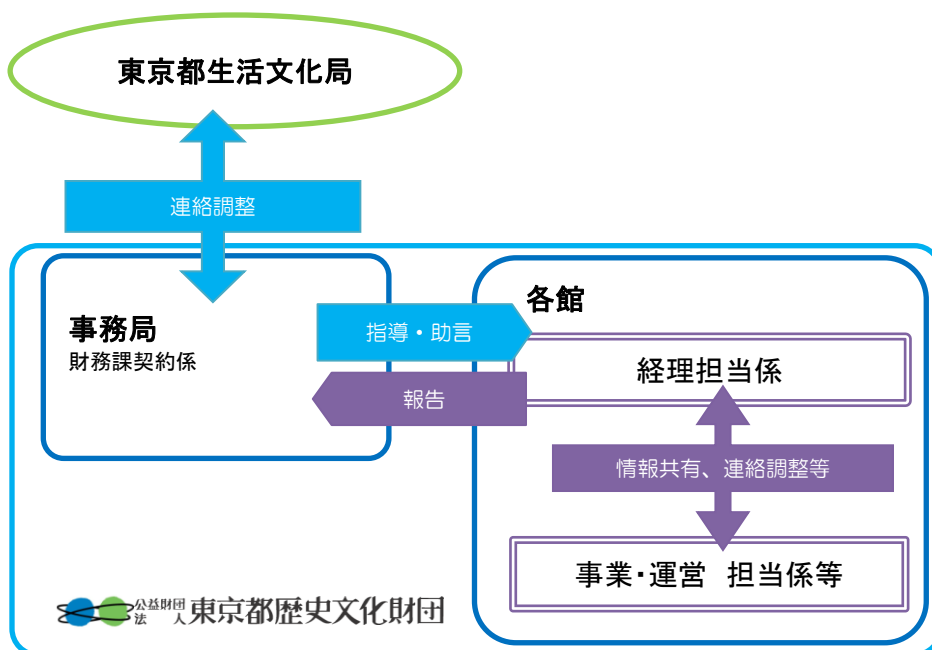
(2) 物品

①事務局財務課契約係

- ◇各館における物品管理を支援するため、以下を主な業務とします。
 - ・物品管理業務に関する指導・助言
 - ・東京都との連絡調整等

②各館経理担当係

- ◇『適切な管理』のため、以下を主な業務とします。
 - ・館内の物品管理
 - ・事務局への報告



事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

**提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 3 館の管理に係る調整等について
(2) 危機管理**

1. 危機管理対策の基本的考え方

施設の管理運営に伴う危機とは、火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、建物・設備等に起因する事故など、様々なものが想定されます。これまで財団が培ってきた安全管理ノウハウに基づき、危機管理対策の向上に努めてきましたが、さらに危機に際し柔軟な対応ができるよう、危機管理マニュアルの見直し、社会状況に合わせた対策の策定や訓練を行うなど、これまで以上に危機管理対策の推進を図ります。その際、都立文化施設として、地域や各館の特性等を踏まえ、より実践的・効果的な対策を講ずべく尽力いたします。

財団は、東京都が目指す「安全・安心な都市」の実現に向け災害対応力を備えるとともに、後世に継承させていくべき文化資源を守ることを目的に、以下の危機管理対策を実施します。

2. 危機管理における対応・対策

(1) お客様の安全確保等の取組

来館されたお客様に対する安全確保は、施設管理運営の根幹となります。危機管理マニュアルを作成し、日頃から対策を進めるとともに、非常時の連絡体制を明確にし、万全の対応をとっていきます。主な危機に対する対応は以下のとおりです。

なお、テロ等の緊急対処事態に備えて、日頃から、東京都等の関係機関と危機情報を共有するとともに、各館と所轄警察署との緊密な連絡体制を維持していきます。特に、オリンピック・パラリンピック開催に向け、テロ等の人的災害に対する具体的な方針や対応等について検討を進めます。

	対 策	発災時の対応
地震 火災 風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・火気器具周辺には燃えやすいものを置きません。 ・展示品等の落下防止、転倒防止などの対策をします。 ・消火器等防災設備位置と避難誘導導線について日頃より把握するとともに定期点検を実施します。 ・館周辺を見回り、強風にとばされやすいものや被害拡大につながる危険物を事前撤去します。 ・看板等の取り付けを確認します。 ・日頃より、周辺機関と連携を密に取り、あらゆる事態を想定した訓練を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の安全確保を最優先とし、各自が自衛消防計画に基づき初期消火、消防・警察への通報、避難誘導を行います。 ・地震の場合には、地震の大きさや震源地情報、館周辺の被害状況等を情報収集し、お客様に適宜適切に情報提供を行います。 ・SNSを利用して、施設周辺の状況や交通情報等お客様に必要な情報を提供いたします。 ・負傷者が発生した場合は、負傷者の応急手当や、同行者の捜索を行うとともに、直ちに医療機関に連絡を行い、搬送の協力を行います。
不審物 不審者 テロ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・挙動不審の者がいたら声をかけるとともに、関係部署への連絡連携を密にするよう心がけます。 ・職員は必ず職員証を携帯します。 ・放置機材や荷物等による死角となる場所をつくりません。 ・所管警察署等が行う訓練への参加等、日頃から緊密な連絡体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の安全確保を最優先とし、警察への通報、関係部署への連絡を速やかに行い、迅速に必要な対応を行います。 ・爆破予告等があった場合、直ちに警察へ通報するとともに、お客様を館外の安全な場所へ避難誘導いたします。避難誘導後、トイレ、ゴミ箱など館内を再点検し、不審物の有無を確認します。
感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。 ・平常時からの対策として消毒液等を設置し注意喚起します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の疑いが発覚した際は直ちに保健所へ連絡をし、指示に従い行動します。
事故 急病人	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄警察・消防署や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救護室提供や応急手当の実施、救急車の出動要請(必要に応じて同行)等、迅速に対応します。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 3 館の管理に係る調整等について (2) 危機管理

(2) 展示品、収蔵品に対する取組

お客様に対する安全確保とともに、収蔵している貴重な作品、資料、図書を災害・盗難等から守り、確実に後世に継承させていくことも財団としての重要な役割です。

展示物等の対策としては、ケース、移動式展示ケース等については、アンカーボルトやレベルアジャスターにより固定します。また、作品転落防止策として、台座に乗せる作品にはミュージアムワックスを使用するとともに台座を床に固定し、壁にかける作品については、地震対策用フックを使用し、落下防止の処置をとっています。収蔵庫においては、ラック外の作品については、壁にロープで固定しており、ラック内の作品については、地震対策用フックを導入します。なお、災害時における美術品の保管場所の確保について、検討を進めます。

また、盗難等の対策としては、防災センターにおいて、警備監視員が24時間常駐し、地震・火災のみならず爆発物・盗難・不審人物のチェック等万が一に備えております。

(3) 消防設備及び感知器の設置、訓練等

①消防設備

ハロゲン・ガス、スプリンクラー、携帯消火器、消火栓、防火シャッター、非常用自家発電機

②感知器

自動火災報知器、煙感知器、熱感知器、排煙機

③訓練

消防計画に基づき、近隣消防署の協力を得て、消火器の実放射訓練、屋外消火栓の放水訓練、通報訓練、避難誘導訓練などを行う自衛消防訓練を行います。

④その他

館内にAEDを適切な位置に設置し、即時対応が取れる体制を整えます。また、防犯カメラについては、管理責任者を配置して要綱に基づき適正な運用を図っていきます。また、災害時に利用できる防災用Wi-Fiを適切に運用します。

さらに、避難誘導の際に、海外からの来館者に適切な情報が伝わるよう、多言語による対応にも努めます。

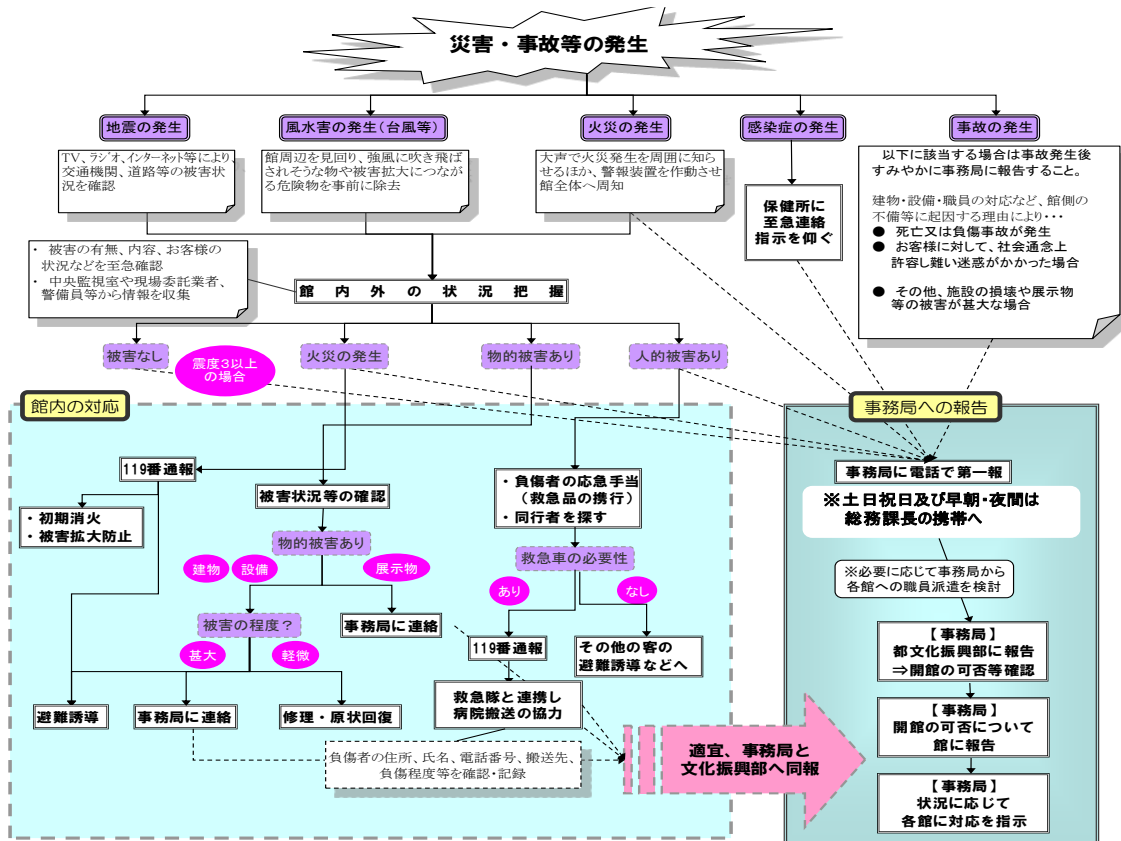
3. 危機発生時の連絡体制の確保

危機発生時は、財団事務局及び各館で災害等の情報収集を迅速に行います。各館の状況は、随時、財団事務局と東京都に対して報告します。各館では、連絡体制を確保するため、現場対応を担う職員と連絡調整を行う職員を区分するなど、館内の情報を共有した上で、緊密な連絡体制を確保します。そのため、緊急時に至急の連絡伝達を行う担当者「連絡責任者」をローテーション表等に明示します。隊長不在時には副隊長がその代理を務める、班長不在時には次席の班員が班長を務める等し、勤務状況等に応じた実践的な体制を構築します。さらに、効率的な緊急対応を行うために各館で実施している方法等については、他館でも実施できるよう情報共有を図っていく等します。閉館時においては、館内に常駐する監視警備員等から副館長等に被害状況等を報告することとし、状況に応じて財団事務局に連絡し緊急連絡網により参集した職員が対応します。また、緊急用携帯電話を配布し、休日夜間でも速やかな対応が可能となる体制を構築します。

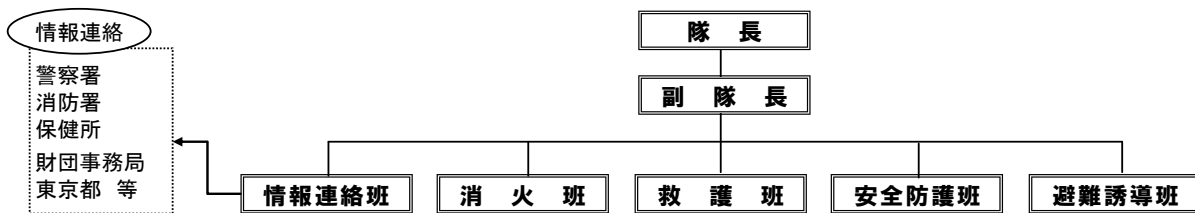
災害・事故等発生時には、正確かつ迅速な情報発信のためマスコミへの的確に情報を提供します。そのため、館内の危機発生時における体制を徹底し、指示・命令系統の徹底を図ることで、情報発信の一元化を図ります。

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 3 館の管理に係る調整等について
(2) 危機管理

(1) 災害・事故等発生時におけるフロー(イメージ)



(2) 館内の災害・事故等発生時における体制例



4. 災害発生時における都立文化施設としての役割の遂行

大規模災害発生時等には、都立施設に求められる一時滞在施設等の役割を適切に果たし、消防計画上備蓄している物資の提供や、負傷者の救護医療スペースの確保などを東京都と協議の上、適切に実施します。

また、防災ボランティア等の活動拠点として、施設の被災状況等の点検調査や使用スペースの提供など、関係機関の担当職員等の活動に協力します。

さらに、東京都国民保護計画における大規模集客施設として、テロ等の発生に備え、危機管理の強化を日頃から行うとともに、テロ等の危機に関する事業者連絡会に参画し、関係団体や地域団体との連携を進め、危機情報の共有等を図ります。

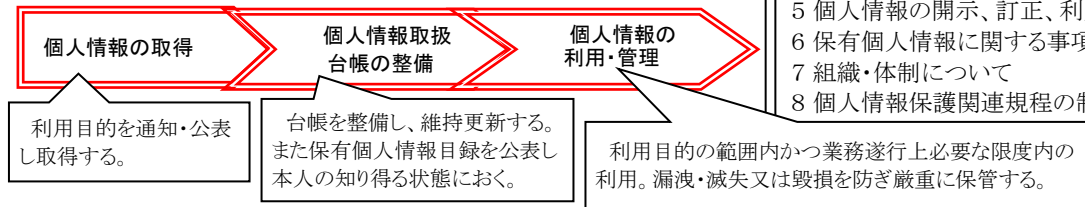
なお、これらの事項の実施に必要な財源及び人員の措置については、今後、東京都にもご負担いただく分も含め、協議してまいります。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題4〔6館の調整と共通事項〕 4 個人情報の保護に関する取組について

1. 個人情報の取扱いの流れ

財団は、館の利用者や友の会会員などお客様の個人情報を適切に保護することは大変重要な責務であると自覚し、組織的な個人情報保護体制を構築しています。また、プライバシー・ポリシーを制定し、個人情報の適正な取得・利用等を実施します。



【プライバシー・ポリシーの概要】

- 1 個人情報の取得について
- 2 個人情報の利用について
- 3 個人情報の第三者提供について
- 4 個人情報の管理について
- 5 個人情報の開示、訂正、利用停止、消去について
- 6 保有個人情報に関する事項の公表について
- 7 組織・体制について
- 8 個人情報保護関連規程の制定・実施・改善

2. 情報セキュリティ対策の流れ

財団は、お客様の個人情報など重要な情報を適切に管理するため、基本方針や対策基準を制定し、適切な措置を講じます。

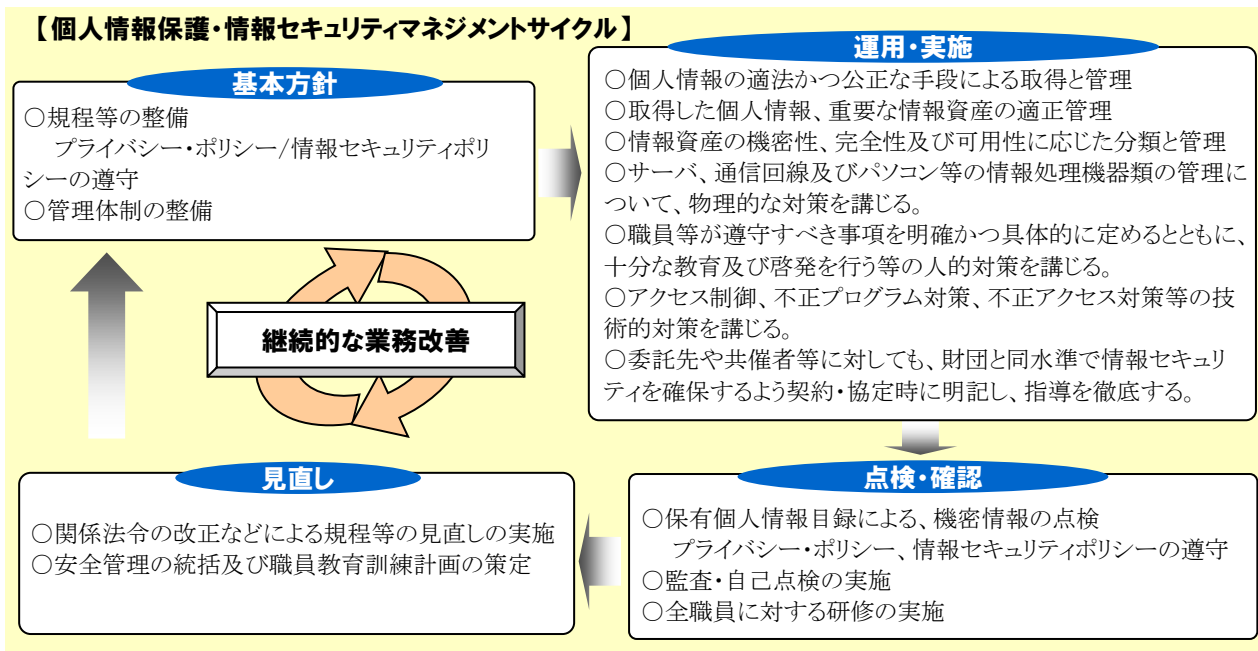
また、情報資産を機密性のレベルに応じて適切に管理し、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ等の各種対策を講じています。また、情報セキュリティポリシーの遵守状況や、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時の対応体制の整備を図ります。

【情報セキュリティポリシー等】

- 1 情報セキュリティ基本方針
- 2 情報セキュリティ対策基準
- 3 情報資産の取扱いに関する安全管理措置 (マニュアル)

3. マネジメントサイクルの構築

財団では、適宜、点検・確認を行いながら機密情報の管理のあり方を見直し、継続的な業務改善を行うマネジメントサイクルを実現しております。具体的には以下のとおりです。



4. 職員への周知

個人情報保護や情報セキュリティに対し、職員全体の意識向上を図るとともに、漏洩事故を未然に防ぐことを目的として、様々な事例について、職員研修を毎年実施します。また、守秘義務については、財団職員就業規則上の義務であることをあわせて周知徹底してまいります。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
(1) 収支の基本的な考え方

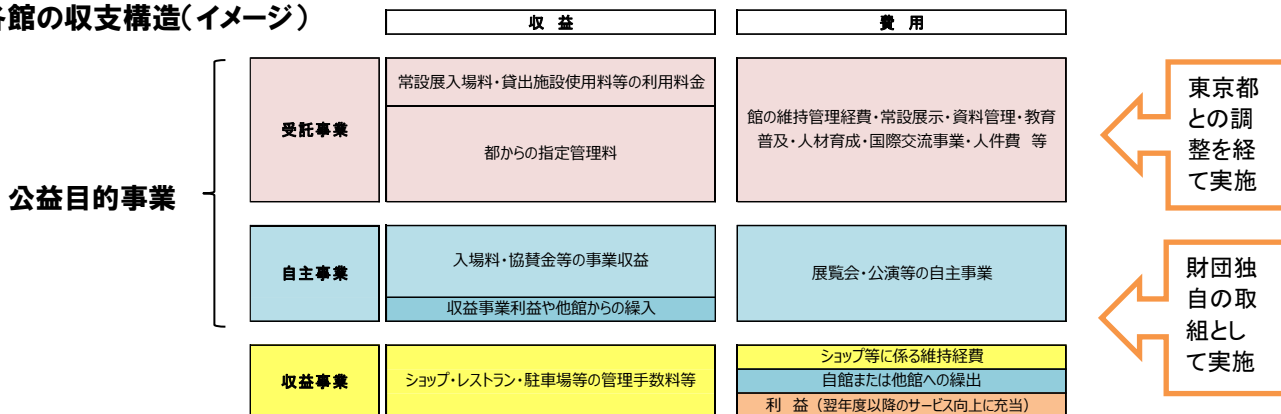
1. 基本的考え方

10年間にわたり、指定管理者としての使命を果たし、良質な事業・サービスを幅広く、継続的に提供していくためには安定的な財務運営の裏付けが必要です。

このため、当財団は、指定管理にかかる事業の大部分を公益目的事業と位置付け、税制面での優遇措置など公益法人としてのメリットを最大限に活かすとともに、効率的な経費の執行により公益性を担保した健全な財政運営を行ってまいります。

また、公益目的事業からの収入のみならず、収益事業の実施や企業協賛等外部資金の獲得など創意工夫と経営努力により、各館の使命を達成するために必要な事業財源を確保してまいります。

各館の収支構造(イメージ)



2. 収益確保・費用削減への取組

(1) 収益確保の取組

① 利用料金の着実な確保

施設貸出による施設使用料、収蔵品を活用した常設・収蔵展による入場料など条例に基づく利用料金は館運営の基幹的収益となるものです。

これら利用料金を着実に確保するため、館の設置目的に沿った事業の利用誘致により高い施設稼働率を維持するとともに、来館者が常に新しい発見をできる魅力的な企画・展示内容により入場者数の増加を図ってまいります。

② 自主事業等による収益の確保

各館の特性を生かした魅力と話題性のある企画、効果的な広報・PRにより、当財団が開催する展覧会、公演等の自主事業の入場者数を増やし収益を確保します。

また、公立文化施設で開催する展覧会、公演等は、必ずしも収益性を追求する事業ばかりではありませんが、各館の使命としてこうした事業を継続・発展していくために、**収益事業からの充当や企業協賛金・助成金等の外部資金の獲得**など財源確保を柔軟かつ積極的に行い、自主事業全体としての収支バランスを維持してまいります。

(2) 費用削減の取組

① 財務的執行管理による経費削減の徹底

都立文化施設として相応しい安心・安全な管理運営の質を確保しつつ、常に個々の事業コストについて不断の見直しを行い、経費の削減を図ります。

予算計画段階において費用の徹底した精査を行うことは勿論、事業年度中においても、事業の財務的執行管理により収益の状況を見ながら費用の圧縮を図るなど、公益法人の「収支相償」のルールに則って6館全体の総合的な損益バランスを鑑みた安定的・効率的な運営を行います。

② 民間企業との共催による事業経費の削減

展覧会や公演をマスコミその他の民間企業等との共同で企画・開催する方式も積極的に採用します。これにより、財団単独ではできない規模と内容の事業を実現するとともに、経費負担とリスクの軽減を図ります。

③ 外部委託経費の精査

清掃・警備・建物管理や受付・案内などの外部委託業務については、既に3か年の複数年契約の導入等により経費削減を図っているところですが、今後も委託内容や仕様の再精査をするとともに、財団のスケールメリットを活かした複数館の一括契約による経費削減についても検討してまいります。

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
-----------------	-----------------

**提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
(2)財務上の連携、利益や赤字の取扱い**

3. 財務上の連携

各館は、専門分野や立地条件、施設構造などから、来館者の規模や収益性が異なり、自館の収益だけでは安定的な運営をすることが難しい館もあります。

そこで、すべての館がその使命を果たしていくために、収益性に優れた館の収益の一部を他の収益性が低い館の自主事業の財源に充当します。また、全館を網羅した共通広報や連携事業の実施も必要なことから、財団事務局の事業財源としても充当します。

このように6館一括運営のメリットを活かした財務上の連携を行うことにより、各館単体の指定管理では成しえない効果的・安定的な運営を実現します。



4. 収支計画を上回る利益を生じた場合、収支に赤字を生じた場合の対応

(1) 収支計画を上回る利益が生じた場合の対応

経営努力により当初計画を上回る利益が生じた場合については、翌年度以降の展覧会や公演その他来館者サービスのために充当し、東京都とも密接に連携して、東京の芸術・文化の魅力向上のために有効に活用してまいります。

なお、こうした利益については6館一括運営のスケールメリットを活かし、財団事務局にて一括管理することにより、適時必要な措置が行えるよう機動性に富んだ運用を行ってまいります。

利益還元イメージ

館名	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)	平成36 (2024)	平成37 (2025)	平成38 (2026)
	指定管理期間(前期)					指定管理期間(後期)				
江戸東京博物館			オリンピック・パラリンピック関連事業				30周年事業			
写真美術館									30周年事業	
現代美術館	休館中事業	リニューアルオープン事業							30周年事業	
東京都美術館										100周年事業
東京文化会館						60周年事業				
東京芸術劇場					30周年事業					

(2) 収支に赤字を生じた場合の対応

各年度の事業計画は収支均衡を基本に作成し、また、執行過程においては収益増と経費節減のためめ努力を重ね、均衡以上の実績を上げていくことを原則とします。

しかし、経済情勢の変化や予期せぬ事態の発生等により一時的にマイナス収支になることも想定されます。万一、こうした事態が生じた場合には、当財団の責任において赤字補填を行い、指定管理者としての責務を全うします。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
(3)-1 各館の収支構造イメージ【東京都江戸東京博物館】

専門分野や施設規模等にそれぞれの特色がある6館は、収益・費用の規模や内訳についても、館ごとに大きく異なっています。
 以下は、各館ごとの収支構造のイメージです。実際の予算額は各年度の指定管理料の予算要求・措置状況等により変わってきますので、ここでは平成28年度予算等をベースに、平成29年度以降想定している基本的な収支構造の概要をお示ししています。

東京都江戸東京博物館

	収益	費用	
受託事業	入場料・施設使用料	施設の維持管理	
	指定管理料		展示会経費
			資料管理
			図書室
			広報
人件費			
管理運営等経費			
その他（雑収益）	その他（収藏品購入・研究等）		
人材育成等事業の指定管理料	国際交流事業		
		人材育成・教育普及事業	
自主事業	入場料等の事業収益	展示会事業等	
	収益事業からの利益繰入		
収益事業	ショップ・レストランの管理手数料等	光熱水費・警備委託等	
		現美への繰出	
		事務局への繰出	
		自主事業への繰出	
		利益（翌年度以降のサービス向上に充当）	
	総収益額	総費用額	
	うち東京都からの指定管理料		

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
 (3)-2 各館の収支構造イメージ【東京都写真美術館】

東京都写真美術館

	収益	費用	
受託事業	入場料・施設使用料	施設の維持管理	
	指定管理料		展覧会経費
	その他（雑収益等）		図書室
	民間助成金		広報
	人材育成等事業の指定管理料		管理運営等経費
		人件費	
		その他（収藏品購入・研究等）	
		人材育成・教育普及事業	
		国際交流事業	
自主事業	入場料・協賛金等の事業収益	展覧会事業等	
	東京都負担金		
	民間助成金・寄付金	恵比寿映像祭	
	収益事業からの利益繰入		
収益事業	ショップレストランの管理手数料等	光熱水費・警備委託等	
		自主事業への繰出	
		利益（翌年度以降のサービス向上に充当）	
総収益額		総費用額	
うち東京都からの指定管理料			

※写真美術館は平成28年9月にリニューアルオープンするため、7ヵ月分の予算を12ヵ月換算したものとなっております。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
 (3)-3 各館の収支構造イメージ【東京都現代美術館】

東京都現代美術館

	収益	費用	
受託事業	入場料・施設使用料	施設の維持管理	
	指定管理料		展覧会経費
	その他（雑収益等）		図書室
	人材育成等事業の指定管理料		広報
		管理運営等経費	
		人件費	
		その他（収藏品購入・研究等）	
		人材育成・教育普及事業	
		国際交流事業	
自主事業	入場料・協賛金の事業収益	展覧会事業等	
	東京都負担金		
	民間助成金・寄付金		
	収益事業からの利益繰入		
	他館からの繰入れ		
収益事業	ショップレストランの 管理手数料等	光熱水費・警備委託費等	
		自主事業への繰出	
	総収益額	総費用額	
	うち東京都からの指定管理料		

※ 現代美術館は平成28年6月以降休館に入るため、休館の影響のない平成27年度収支予算をベースとしております。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
 (3)-4 各館の収支構造イメージ【東京都美術館】

東京都美術館

	収益	費用
受託事業	入場料・施設使用料	施設の維持管理
	指定管理料	公募展示室運営
	その他(雑収益等)	展覧会経費
	人材育成等事業の指定管理料	美術情報室
		広報
		管理運営等経費
		アートコミュニケーション基盤整備
		人件費
		その他
		人材育成・教育普及事業
自主事業	入場料・協賛金等の事業収益	展覧会事業等
	収益事業からの利益繰入	
収益事業	ショップ・レストランの 管理手数料等	光熱水費、警備委託等
		自主事業への繰出
		利益（翌年度以降のサービス向上に充当）
総収益額		総費用額
うち東京都からの指定管理料		

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
 (3)-5 各館の収支構造イメージ【東京文化会館】

東京文化会館

	収益	費用
受託事業	入場料・施設使用料等の事業収益	施設の維持管理
	指定管理料	音楽資料室
	東京都助成金	人件費
	東京都負担金	管理運営等経費
	人材育成等事業の指定管理料	人材育成・教育普及事業
		国際交流事業
自主事業	入場料・協賛金等の事業収益	公演等
	東京都負担金	
	国庫助成金	
	収益事業からの利益繰入	
収益事業	ショップレストランの管理手数料等	光熱水費等
		自主事業への繰出
		利益（翌年度以降のサービス向上に充当）
	総収益額	総費用額
	うち東京都からの指定管理料	

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 1 指定期間における収支の考え方について
 (3)-6 各館の収支構造イメージ【東京芸術劇場】

東京芸術劇場

	収 益	費 用
受託事業	施設使用料等の事業収益	施設の維持管理
	指定管理料	
	人材育成等事業の指定管理料	人件費
		人材育成・教育普及事業
自主事業	入場料・協賛金等の事業収益	音楽事業（オペラ、コンサート等）
	国庫補助金	演劇事業（演劇、ダンス等）
	東京都負担金	
	民間助成金・寄付金	賑わい事業（鑑賞券販売等）
	民間負担金	・事業管理
収益事業からの利益繰入		
収益事業	ショップレストランの管理手数料等	光熱水費等
		自主事業への繰出
		利益（翌年度以降のサービス向上に充当）
総収益額		総費用額
うち東京都からの指定管理料		

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 2 平成29～33年度の収支計画について

【東京都江戸東京博物館】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

<本館ホール等改修工事に伴う休館の影響>

平成29年度

・本館は10月から3月までの半年を完全休館として想定しており、これに伴う利用料金収益の減、事業実施に係る費用を調整しております。

・人件費及び人材育成事業など、休館による影響を受けないものは経常ベースとしております

・その他、工事休館に伴う事務室の移転経費、移転先経費などは反映させておりません

平成30年度

・ホール及び特別展示室は1年間休館として想定しており、これに伴う利用料金等の収益の減、実施事業に係る費用を調整しております

・貸出施設以外の受託事業は通常稼働する想定で算定しております

・その他、工事休館に伴う事務室の移転経費、移転先経費、初度調弁などは反映させておりません

【東京都写真美術館】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 2 平成29～33年度の収支計画について

【東京都現代美術館】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

<大規模改修工事に伴う休館の影響>

平成29年度

- ・年間を通じ全館休館として想定しており、これに伴う利用料金収益の減、事業実施に係る費用を調整するとともに、移転先経費を計上しております
- ・人件費及び人材育成事業など、休館による影響を受けないものは経常ベースとしております

平成30年度

- ・3月にリニューアル開館する想定としており、これに伴う利用料金収益の減、事業実施に係る費用を調整しております
- ・その他、休館に伴う事務室・収蔵品等の移転経費、初度調弁などは反映させておりません

【東京都美術館】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5〔収支計画〕 2 平成29～33年度の収支計画について

【東京文化会館】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

【東京芸術劇場】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

【財団事務局】

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
館運営に係る総収益額					
館運営に係る総費用額					
うち指定管理業務に係る利用料金収益					
うち指定管理業務に係る費用額					
差（指定管理料提案額）					

- ・財団事務局の指定管理料については、各館運営に必要な事務局の共通経費（事務費及び人件費）となります。
- ・財団事務局は指定管理料のほか、東京都からの運営費補助金にて運営しておりますが、ここでは指定管理料の該当部分のみ記載しております。

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6〔自由提案〕 1 自由提案

1. 基本的な考え方

指定管理期間10年間の変化を見据え、財団全体で中長期的な視点で都民サービスを充実させていきます。文化に親しむ層の拡充を目指し、**成熟社会に求められる創造性を育む環境づくり**に貢献いたします。また、財団のもつ専門性を発揮することで、東京都の文化施策に協力し、円滑な事業実施に貢献し、都民サービスを向上させます。

2. 具体的な提案

提案 1：次代への投資……若い観客層の開拓

少子高齢化が急速に進展し、将来、文化事業に親しむ層の減少が懸念されます。次代を見据え、財団全体で**中長期的な視点**で子供のころから文化施設に親しむ利用者を育む取組を行います。また学校等の連携を強化し、都立文化施設が有する文化資源を効果的に活用できる方策に取り組み、豊かな心を育む取組を支援します。**仮称「ユースプロジェクト」**として指定管理期間10年間を通して計画的に継続して取り組んでいきます。

【展開例】

以下の取組について費用対効果や実現性を精査し、効果的な実施計画を策定して実現を図ります。

取組1 子供の文化施設デビューを応援する事業

子供たちが美術館・博物館・ホールなどの文化施設を初めて利用する、その出会いを大切に、文化に親しむ来館者層を増やすことを目指します。すでに取り組んでいる東京都庭園美術館の「あーとあそぶにわ」、東京都写真美術館のスクールプログラム、東京都現代美術館での子供向け展覧会やギャラリートーク、ワークショップ、東京都美術館による「Museum Start あいうえの」や東京文化会館のミュージック・ワークショップ事業、東京芸術劇場の「0歳からのコンサート」など特色のある取組を行うとともに、他館でも応用し展開できるよう検討し、財団全体で取り組みます。児童生徒が学校単位で文化施設に来館できるようバスの借り上げ等来館手段の確保を検討します。

取組2 青少年の文化施設の利用を促すサービス

夏休みなど、夜間開館と組み合わせ高校生・大学生等の美術館・博物館の観覧料を無料にする、ホールの公演の入場料を低廉にする日を設定するなど、青少年の文化施設利用を促進する取組を行います。これらの取組を、都立文化施設のみならず都内や近隣の文化施設に働きかけ、同時多発的に広域で展開し、社会に発信することでムーブメントとすることを目指します。

取組3 アウトリーチ活動(再掲)

都立文化施設外での活動も積極的に行い、学校の他にも、病院や各種施設等の外出ができない状況下の子供たちも豊かな文化体験が得られるようにします。出前授業やワークショップ等を状況に応じて実施していきます。音楽やパフォーマンスアーツに関してはプログラムを作成し、アーティストを派遣するなどします。

取組4 学習支援ツールの整備(再掲)

各館の収蔵資料のパネル化や、レプリカ作製、データのダウンロード等、学校等での学習がより充実したものになるよう物資、ノウハウの面から支援していきます。また貸与先として、市区町村の教育委員会や文化施設とも連携し、地域の文化活動の興隆の後押しに取り組みます。

取組5 仮称「じっくり体験プロジェクト」(再掲)

半年から一年単位で文化とじっくり向き合えるプログラムの開発を検討します。資料や作品、舞台芸術と対峙し、考え、表現する機会を提供します。展覧会を作る、解説オーディオガイドをつくる、公演を行うなど、本格的な成果を目指します。

提案課題6〔自由提案〕 1 自由提案

【参考:取組予定】

平成28年度:現状の把握、課題の整理、基本方針・中長期計画の立案 → 予算要求等

平成29年度:試行、計画の見直し

平成30、31年度:実施

平成32年度:オリンピック・パラリンピック対応、これまでの取組の振り返り

平成33年度～:取組の改善、プログラム開発等

提案 2：東京都コレクションの新たな展開・・・共同収蔵展示施設の提案・協力

東京都は、指定管理者に対して「既存収蔵庫の収容力が限界に近づいている歴史的資料や美術作品の収蔵については、今後、外部倉庫の確保や(仮称)アーカイブセンターの設置など、かけがえのない貴重な資料や作品を次世代に継承するために必要な措置について都とともに検討・実施する」(今期指定管理「業務内容及び管理運営の基準 第1部 総合調整・共通事項」より)ことを求めています。

各館とも開館から20年余を経て、**収蔵品が充実し、収蔵スペースの確保が課題**となっています。東京都写真美術館と東京都現代美術館では外部倉庫を借上げ、江戸東京博物館においても早晩、外部倉庫の借上げが課題となり、今後そのコストは増大していきます。また、活用する場所が限られ、活用率が低下していきます。世界的にも大規模の美術館・博物館では、分館や収蔵施設を設置する等の取組を行っています。

都立の美術館・博物館の収蔵品は、都民ひいては世界の人々の共有財産です。また魅力ある美術館・博物館の諸活動の源泉となります。東京都のユニークなコレクションを後世に引き継ぎ、その価値を広く共有するためには、都立美術館・博物館のコレクションの一部を**共同で保管しつつ公開活用する、新しいスタイルの施設整備**を提案いたします。

当財団は長年、収蔵品の収集保管、公開、活用の実務を担ってきました。収蔵品の価値を広く共有し、長く後世に引き継がれるよう、東京都の方針を踏まえ、指定管理者としての立場から専門的な知見を最大限に発揮し、東京都とともに検討し、実施に協力いたします。

①新たな文化発信拠点として、文化都市東京のレガシーに

新しいスタイルの収蔵展示施設では、作品・資料の材質に適した温湿度管理を行うことで、良好な保存環境の下で永続的に収蔵品を次代に継承することができます。また、幅広い分野を深く掘り下げた調査・研究および事業展開をはかることで、**国際的にもユニークな芸術文化活動の拠点**とし、世界一の文化都市東京の実現につなげる具体的な活動を行います。

また、大規模災害の発生に備え、被災資料の一時収蔵施設としての役割を果たし、被災資料レスキュー活動の拠点としての機能を果たします。

②指定管理者としての対応

財団は指定管理者及び監理団体の立場から、収蔵展示施設設置の実現に向け、次のように貢献します。

○課題解決に向けた調査・構想づくり

課題を整理し、国内外の取組事例などを調査し、施設設置に向けた構想づくりを行うよう提案いたします。

○実現に向けた計画策定、予算要求等への協力

構想に基づき、東京都による施設設置の計画づくり、予算要求等について、収蔵品を維持管理、活用の実務を行う専門的な立場から、財団全体で協力いたします。

【検討体制のイメージ】

東京都(文化振興部) — 歴史文化財団

ワーキンググループ・・・事務局(企画広報係・予算係等)

+ 各館(美術館・博物館の収蔵品管理部門)

提案課題6〔自由提案〕 1 自由提案

拠点の意義

○災害に対するリスク分散

大規模災害時を想定し、東京都のコレクションを都心以外の**地域で分散管理し、リスクを回避**します。都心以外の文化資源の災害時拠点を形成し、災害に強い文化都市の新たなモデルを構想します。

○横断的なコレクションの活用

各館でこれまで蓄積した調査・研究内容を共有し、展示や教育普及活動などに横断的に収蔵品を活用し、**東京都のコレクションに新たな価値**を見出すことができます。また、幅広い分野の横断的研究の拠点となり、国内外の大学・研究機関等との連携を強化し、コレクションの価値をより深めていくことができます。

○多様な人々が集う場

アーティストにとっても、展示以外の発表の場(ワークインプログレス等)が多様化することで、新たな発想を取り入れた芸術文化活動が可能となり、次世代の才能育成に貢献できます。アーカイブ機能を備えることにより、国内外の研究者の拠点となり、同時に研究発表の場を提供でき、収蔵品の付加価値が高まります。多様な目的で、様々な人々が集う機会をつくり、これまで以上に一般来館者とアーティスト、研究者の交流や接点を増やし、**より豊かで新たな発想を取り入れた芸術文化都市を創造**することに貢献します。

○地域活性化の契機

収蔵展示施設を都心以外の地域で展開する場合、都市型美術館・博物館ではできなかった事業展開が可能となります。例えば、広い作品鑑賞空間を実現できれば、障害者、高齢者、子供、外国人、団体客等の来館者層を拡大することができ、**収蔵品の活用率を高める**ことができます。また、教育普及プログラムやボランティア活動の展開が広がるとともに、地域の学校連携や参加型プログラムを積極的に実施することで、人々に新たな文化体験を促し、地域活性化の契機となることができます。

○大災害発生時の被災資料の一時収蔵機能

大規模災害が発生し、多数の作品・資料が被災した場合、一時的に収蔵するスペースの確保が急務となります。その際、被災資料のレスキュー活動の拠点としての機能を果たすことを視野に入れます。

